



住む人に誇りを、訪れる人に感動を

## 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

世界遺産推進室 ☎73-6706



### 市内の中学校で世界遺産授業

教育委員会世界遺産推進室では、市内の中学校に出向き世界遺産授業を実施しています。生徒たちの世界遺産への理解を深め、ふるさとへの誇りを持ってもらうために、各学校の総合的な学習の時間を活用して行うもので、授業では画像を投影しながら国内外のさまざまな世界遺産や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の中で「原城跡」が持つ意味合いなどを説明しています。

9月には有家中学校と布津中学校の1年生が貸し切りバスで原城跡を訪問。これまでの世界遺産に関する学習成果を踏まえながら、現地でガイドからの説明を受け、教科書だけではなかなか得ることができない地元の魅力を体感しました。



1 画像を投影しながら世界遺産の授業  
2 原城跡でガイドの説明を受ける生徒

## こんにちは！消費生活センターです

南島原市消費生活センター ☎82-3010

### ネット通販で「お試し」のつもりが定期購入に！

～契約内容や解約条件を十分確認しましょう～

#### ●相談事例

スマホでひげそりの性能をインターネットで調べていたところ、除毛クリームの広告が出てきた。「初めての方に限り、通常約1万円の商品がお試し500円！」とあったので、かみそり負けに悩んでいたしクリームの方が良いと思い、すぐに1本注文した。小さい文字はめんどくさく読まなかった。

届いたクリームを早速使用してみたが、広告のようにツルツルにならないし、肌がヒリヒリしたので使わなくなった。翌月、再び同じクリームが届き、1万円の請求書が同梱されていた。驚いて販売サイトに電話すると「最低5回購入することを条件に、初回500円で販売しているものだ。広告にも、注文確認画面にも記載している。5回（支払総額40,500円）受取るまで解約は受け付けない」と言われた。(60歳代 男性)

#### ●消費生活センターからの助言

インターネット通販はクーリング・オフの対象外であり、消費者は事業者が広告に記載した解約・返品条件に従うことになります。通信販売事業者には注文確認画面などに条件（定期購入であること、最低購入回数、支払総額など）を記載するよう義務付けられていますので、注文する前に、必ず契約内容や解約の条件を十分確認し検討するようにしましょう。

また、解約は電話でしか受け付けないと定めているのに、電話が混み合い一向につながらないという相談もあります。週間や月末などを避けて電話をしつつ、事業者と連絡した証拠として、電話の日時、FAX、メールの記録を残しておきましょう。

さらに、定期購入で注文した健康食品を飲み、「下痢になった」「じんましんが出た」などの健康被害に関する相談も寄せられていますので、注文前に情報収集するなどご注意ください。

困ったことがあれば、消費生活センターにご相談下さい。



## 秋の「島原手延そうめん」活用レシピ



そうめんは、夏に食べるイメージの食べ物と思われがちですが、年間を通しておいしく食べることができます。今回は、この時期にピッタリの「島原手延そうめん」を用いた簡単お手軽レシピをご紹介します。

このレシピには、疲労回復効果があるといわれていますので、ぜひお試しください。



### 焼き肉のタレde盛豚スタミナそうめん

#### 材料(1人分)

- 島原手延そうめん……………2～3束
- 豚バラスライス……………200g
- ニラ……………1袋
- 焼き肉のタレ……………大さじ4
- ごま油……………大さじ1

#### 作り方

- 1 豚バラスライス、ニラは、2センチ程の長さに切ります。
  - 2 フライパンでごま油を熱し、①の材料を炒め、火が通ったら焼き肉のタレで味付けをします。
  - 3 器に茹でたそうめんをのせ、②の材料を盛り付けて完成です。
- ※お好みで生姜を入れると風味が増します。

## 教えて！国民年金

### ～社会保険料(国民年金保険料)

#### 控除証明書が送付されます～

国民年金保険料(以下「保険料」という)は所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。控除を受けるために必要な「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を日本年金機構から送付します。年末調整や確定申告まで大切に保管してください。

なお、ご家族の保険料を納付した場合も、合わせて控除が受けられます。

#### 【送付期間】

- 今年1月1日から9月30日までに保険料を納付した人は11月上旬
- 今年10月1日から12月31日までに今年初めて保険料を納付した人は翌年2月上旬予定

#### 【ねんきん加入者ダイヤル】

☎0570-003-004(ナビダイヤル)

[050]から始まる電話の場合は☎03-6630-2525

## 消費者トラブル防止講演会

### 私もあなたもだまされんばい！

南島原市消費生活センター ☎82-3010

近年、消費者トラブルは複雑多様化し、消費者をだます手口はますます悪質巧妙化しています。高齢者をはじめとした消費者被害の未然防止と拡大防止のため、河野哲志弁護士(島原中央ひまわり基金法律事務所)を講師に招いての講演や寸劇などによる「消費者トラブル防止講演会」を開催します。暮らしの安全安心に役立ちます。ぜひ、ご来場ください。



11月16日(土)

午後1時30分～3時30分(開場:午後1時)

西有家総合学習センターカムス

定員150人 無料 要

※駐車場に限りがあります。できるだけ乗り合わせの上、ご来場ください。

#### ●第1部 講演会&寸劇

・講演会…「ともに築こう豊かな消費社会～誰一人取り残さない2019～」(講師:河野哲志 弁護士)

・寸劇…「おもしろ!?生活消(笑)百科」

#### ●第2部 講話「特殊詐欺の被害にあわないために」

堀部 正行 警部補(南島原警察署 刑事生活安全課)